明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

七　災害復旧費	災害復旧事業費に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	九五〇				
八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	八〇〇				
九　補正予算債償還費	平成十四年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算に係る事業費に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	八〇〇				
十　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のために平成十七年度から令和五年度までの各年度において発行が許可されている地方債の額	千円につき	三九				
十一　財源対策債償還費	平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のために発行が許可されている地方債の額	千円につき	三三				
十二　減税補塡債償還費	個人の市町村民税等に係る特別減税に係る減収補塡のために発行が許可されている地方債の額	千円につき	六〇				
十三　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のために発行が許可されている地方債の額	千円につき	六〇	平成二十五年度から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	五二	令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるために発行が許可されている地方債の額	千円につき	二七
十四　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費									
十五　国土強靭化施策債償還費									

別表第二道府県の項中「九、四一〇」を「九、七四〇」に、「一、〇八二、〇〇〇」を「一、〇六二、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一八、六〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二、二〇三、〇〇〇」を「二、二〇〇、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に、「二十八兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆千百二十二億九千五百四十万八千円」に、「、令和六年度」を「、令和七年度」に改め、同項の表中

令和六年度	五千億円

を削る。

附則第五条中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、「加算した額」の下に「に二千五百億円を加算した額」を加え、同条第二項中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項中「令和六年度から令和二十六年度まで」を「令和七年度から令和二十六年度まで」に、「令和六年度から令和八年度までの各年度に」を「令和七年度及び令和八年度に」に改め、「、令和九年度」の下に「から令和十二年度までの各年度」を加え、「令和十年度に」を「令和十三年度及び令和十四年度に」に、「令和十一年度及び令和十二年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第六号に掲げる額を減額した